No. 508 2018年1・2月号

横浜学校労働者組合

横浜市神奈川区西神奈川 1-3-6 コーポフジ 411 TEL 045-321-0512 · FAX 045-313-0031 郵便振替 00240-0-49078 印刷所 (有) ワコー TEL 045-370-3394

> E-mail:union@yokokourou.jp http://yokokourou.jp

隔月発行 1部 200円 年間 手渡し 1,200円・郵送 1,800円

霧が丘中不当処分人事委員会

公開口頭審理第一回•第二回報告 …… 赤田 圭亮 2 ------- 高 野 当該より ………………… 吉田 紀子 証人より

…………滿口紀美子 傍聴人より 赤田眞知子

千葉学校合同 吉田 横校労結成40周年記念の集い・交流会報告 … 中島 佳菜 4 参加者からの感想 七瀬 5

> 浜田 謙 春日井学校労働者組合 渡邊 真臣

文科省よ! もっとマジメにやれ! 朝野 公平 6 退職手当・タイムカード市教委交渉報告 … 河野 7 靖司 司馬史観の危うさ、活発に議論 ……… 朝倉 賢司

職場から 8 ≪連載≫原発棄民に抗う優 …… 村田 弘 9

-住宅追い出し この国は「地上げ屋」になったのか -シリアから日本へ~

アレッポ大学日本センターのあゆみ … 枝川あゆみ 10

「いじめ」根絶 児童生徒指導 横浜メソッド の||手||引||き 中学校 本 何 | 田田・安田 | 対 之 | 用田・田田山田 14 平登校 10 08(88 10 HELENNESSON 22 東京支援について 平成27年3月 横浜市教育委員会 専任のバイブル「『いじめ』根絶!横浜メソッド」と集めた名刺

0)

やない

月 ず が 年 驚 年 経 0 相談・ いたのは 過 兀 し 月 から 保護 四 生 セン 月の 徒 指 導専 夕 挨 拶 口 任 児 り。 教 童 諭 相 に 察署 談 な 新 り 0 区役所 防 およそ十 犯少

こども家庭支援課 地域振興 、課などを訪問。 名刺交換

ちり 張が多いですね!」 地 専任協 提りた 技大会打ち合わせ」、 夏休みの 連 生徒指導研 れ 0 議 はか 名簿作成の 「防犯サミット」 会、 前半に なり苦痛に思 金曜日 修 は と感心 ため 日 p は 木曜日 間学校に缶詰 0) 生徒引率、 こって 傾 横浜遠足」。 (あきれ顔?) 名簿閲覧後、 徳訓 は区 いる方が多いようで 練 一役所で 水曜 などをやらさ めにされ 同 され 原僚にも 某 学 日 小公会堂 は てみ 家 陸 出 で

して 労災認定率は民間 ○五~○九年度の五年間 と認定されるまで五年半もかかったという。 力のおかげで や不登校に関する調査」、 報告書」、 指導主事による「いじめ認知」 こんなに 一%と半分以 しか 五年 さら ばと思う。 の改定』 地方公務員災害補償基金 ポ 年 ・ジウ で *Ŧ*i. な に な 前 い学校が 調 %と大幅な開きがある。 毎月の 「過労死」 いじめ認知件数が増えました。 に伴う各学校の基本理念の作成」 ムにも参加してみた 言わ 査 す。 また「全国過労死を考える家族の会_ 节。 過労死を防ぐために少しでもお役に立 中 、提出 0 んばかりの が数校あります。 区の専任会に提出する書類、 の四四・五%に対し、 死亡事案で比べても、 専 もっと認知しま と認められた件数 書類 任 0 が多 で比較すると、 方が過労死 「『横浜市 ||勢い)| い。 (地公災) 圧力もすごい。 教職員に限ると、 Ü 毎 世 し 「その学校は ょ いじめ防止基本方 月 う。 た の中変わ は、 0 地公労は二〇 四六•九% が審査 脳•心疾患 が、 皆さん 未だに わ など…。 教員の場 ず じ する。 研 つ 8 0 じ た お 四 か 知

をしまくり、 次に驚いたの は出張の多さ。 枚ほどた Ŧi.

学警連総会」

(終了後は宴会)、

火曜日

は

警

察署

月

0

几

週は

月

曜

八事委員会公開

近の松村ビル別館で行われた。 する人事委員会公開口頭審理は、一 一〇一四年の霧が丘中不当処分に対 一月六日、一三日の両日に関内駅至 本紙前号でお知らせしたように、

となった。岡部委員長は、 とも傍聴希望者が規定数を超え抽選 され、後方に傍聴席が一九席。二回 赤田が坐る。その間に証言席が設置 士二名と代理人の横校労平川、山本、 は請求者高野猛組合員のほかに弁護 と北部事務所の吏員が二名。左側に 委側の代理人(弁護士)と教職員課 されている。向かって右側には市教 ここはゆったりしたスペースが確保 の後ろには事務局吏員が四名ほど。 公平委員長と委員二名が陣取り、そ が低く狭い。正面に人事委員会岡部 会場となった五階会議室は、 証人の宣

横校労



部屋の外で待つ傍聴希望者たち 審理開始前、

審理の証人は、二〇一四年当時の校

ほしいものである。 もって起立できるほどのスペースが せめてこの倍の傍聴席と、ゆとりを て「公開審理」を標榜するならば、 傍聴席は狭く起立さえままならない。 誓の際には傍聴人にも起立を促すが、 人口三七〇万人を超える横浜市にあっ

み取られまいとする防衛反応か。 れていた。高部証人はほとんど聞き めなかったところに、それがよく表 さすがに「まずかった」と今では思っ ろ」と恫喝した事情聴取。二人とも と決めつけて思いこんで「非を認め 生徒からの聞き取りをもとに「クロ と相談して決めました」。不確かな じ尋問に対して高部副校長は「校長 阿部校長は「副校長先生です」。同 は、どちらが考えたのか」と質問、 請求側代理人が「この方法について みなさい」とした事情聴取について 「このどれにあたるか、よく考えて 量定表」を高野さんの前に置き、 証言が割れた。市教委作成の「処分 に呼んでの事情聴取について二人の を待つとして、一点、二〇一三年 なった。詳細な報告は傍聴者の感想 長阿部康一氏と副校長高部振司氏。 取れないほどの声量、心理状態を読 ているらしい。自分の発案だとは認 ○月初め、初めて高野さんを校長室 一人とも緊張した面持ちでの証言と

一二月一三日は一四時開始。証人 市教委側証人の国分養護教諭と



一二月六日午前一○時に始まった

片隅の傍聴席から

事件をめぐる動きがかなり明らかに 月~一二月の霧が丘中学校でのこの 証人は、事態出来直後から、北部事 受け取れる証言が散見された。吉田 をもって生徒の事情聴取に臨んだと 指示に従っただけ」と述べたが、 国分証人は、淡々と「自分は校長 吉田三年学年主任(ともに当時)。 なった尋問であった。 ていたことをこれも淡々と証言。四 務所の動きや管理職の動き、国分証 つひとつの尋問には、明らかに予断 人の証言によって、二○一三年一○ 人の動きなどについて強い疑念をもっ

審理が一月三一日に行われ結審とな 第三回審理が一月二四日、第四回

でした。剣道部顧問として生徒に大

願いしたい。 も当時)が証言する。 る。それぞれ副顧問、 部長(いずれ 傍聴支援をお

(執行委員長 赤田 圭亮)

立場が変われ ば

言葉。「立場が変われば…」と感じ

が始まりました。 十二月からようやく公開口頭審理

感謝の気持ちでいっぱいです。 ただき、言葉では言い表しきれない けでなく、いろいろな形で支援をい カンパもいただきました。心理面だ ただきました。また、多くの方から にお時間を割いて傍聴に集まってい 一回目も二回目もたくさんの方々

番「違和感」があったのは、副校長 ました。一回目の口頭審理は予定時 寧に話を聞いてくれている」と感じ 審査長からねぎらいの言葉があった として駆けつけてくれた吉田さんに、 明な記録は何にも代えがたい証拠と した。やはりほぼリアルタイムの克 及があるのではないか?」と思って 間を大幅に超えて終了しました。 とする審査員の皆さんは「とても丁 のも印象的でした。審査長をはじめ なっています。また、秋田から証人 いましたが、正直拍子抜けな感じで 相手方弁護士から何らかの厳しい追 す。吉田さんについては、「もっと しかないんだろうな」という印象で 教諭については「立場的にそういう 口頭審理については、校長や養護

うな小さな声。証言の中で出てくる きな声を出して戦う指導をしていた 人とは思えないような、蚊の鳴くよ んざん私が追及された時に回答した 「覚えていない」という答えは、さ

けできなかったことを今でも後悔し と話すと、「あの時に、何にも手助 件の公開口頭審理をしているんです」 本心なんだろうなと思いました。 わざ声をかけて話してくれたことは ている」と話してくれました。わざ した。私が「ちょうどいま、当時の 分会長だった先生に声をかけられま 年一緒にテニス部の顧問、浜教組の ニで、当時の霧が丘でNの担任**、**前 先日部活の遠征帰り途中のコンビ

(中支部

かった山 一人ではたどりつけな

の野村、北村両弁護士には、言葉に 皆様、そして神奈川総合法律事務所 年間にわたり、温かく、また力強く 支援をしていただきました。組合の 気持ちでいっぱいになりました。四 しきれないほどの感謝の思いがあり だいた皆様の笑顔を見た時、温かい 口頭審理を終え、かけつけていた

を左右するような。 しな扱いをうけている、しかも一生 所懸命働いている同僚が、おか 「こんなの絶対

の気持ちになりました。その気持ち 憶しています。すごろくの「上がり」 私の感じた「こんなの絶対におかし ち合わせを重ね、反論書と答弁書の 年の間、馬車道の弁護士事務所で打 だろう?」職場の人たちも同じよう は今現在も続いています。 た気持ちになったことを印象深く記 いました。すっきりと何かが見通せ ろもなく丁寧に表してもらえたと思 い」を、多いところも足りないとこ よる九回目の反論書を読んだ時に、 いきました。野村・北村両弁護士に ました。徐々に争点がはっきりして やり取りが十数回にわたって行われ 向いてくださいました。それから四 横校労の赤田さんが北部事務所に出 んでした。行き詰まった状況の中で、 体的に何ができるのかはわかりませ に心配をしていましたが、私には具 におかしい。でもどうすればいいん

たどり着けなかった山頂です。みな なりました。自分一人では、絶対に しい」と思った時に私の出来事にも さんに起きた出来事ですが、「おか りと晴れていました。これは、高野 口頭審理に臨みました。心はすっき 私は、その「上がり」の気持ちで (吉田 紀子)

傍聴人より 1

杜撰すぎる対応

ういう人達が横浜の学校の管理職な 聞いていて胸が悪くなりました。こ は重いです。この口頭審理において のだと思うと、本当にヒドイのひと も、「シラを切る」様子があって、 校長・副校長・養護教諭らの責任

校長は事実確認もきちんとしな

保身のために行ったとしか思えませ でもやらない恫喝と脅迫を、自分の するまでは許さない」と迫り、警察 の人をどんどん追い詰めて、「自白 を得なかったのです。そして、無実 野さんを学校に来ないようにせざる せんが、これを聞いた親からの抗議 いうことで処分理由にはなっていま 対応は熱中症での救護だったかもと うか。結果的には、七月の大会での ここから始まったのではないでしょ ショックだったでしょう。すべては、 びっくりしたでしょう。話の内容も ています。校長に家に来られた親は うちに保護者の家に「謝りに」行っ (当たり前だと思う) によって、高

願ってやみません。 てもらって、かえって勇気を頂きま を守るために真摯に闘う姿勢を見せ 積み重ねに敬服します。個人の権利 横校労組合の担当者たちの、努力の 吉田さんをはじめとする周りの方々、 していることでしょう。高野さん、 も多くの時間を費やし大変な思いを た。これらの文書を用意するだけで の弁護士の机の上に置かれていまし た。公正な判断がなされることを 大部の書類が処分者側・被処分者

東支部 溝口 紀美子

解放してあげたい 辛苦の記憶から 人より2

四年前高野猛さんが管理職によりセ 今回の人事委員会公開口頭審理は

> うものです。傍聴席から数メートル それをしっかり記憶の底に残そうと、 離れたところで行われる尋問と証言、 冷え込みの厳しい関内駅に降り立ち クハラとでっち上げられた冤罪を問

たのでした。 ました。夫を含めた四人の喧々諤 時間、高野さん、吉田紀子さん、平 四年の冬。仕事を終えてからの遅い の議論を、私はキッチンで聴いて 川正浩さんが南町田の拙宅に集まり いることがあります。あれは二〇 高野さんのことではっきり覚えて

える論理の展開に目を見張ったこと、

士同様、熟慮の末のさわやかともい

を感じるのは私だけでしょうか。 誰が高野さんを救えたのか、小柄な とても重要なのだと思います。他に 取りに対する疑問から、ほぼ半年間、 理職の強引で恣意的な生徒への聞き だった吉田さんが、東部事務所や管 吉田さんと小さな組合の、大きな力 校労が高野さんを支え続けたことが 委員会提訴に至るまでの四年間、 そして事務所交渉、校長交渉、人事 職場の日常の記録を残していたこと、 この闘いは、当時三年の学年主任 横

村上芳信さんと夫が原告となって闘っ を読む姿に、かつての新美隆弁護士 を求めた地裁、そして九○年からの 斜線記入闘争における処分の不服申 士は七四年に始まる入船小指導要録 の姿が重なったのでした。新美弁護 よみがえってきました。代理人席で その野村弁護士の挙措に遠い記憶が し立ての人事委員会、裁定取り消し 少し猫背気味に食い入るように文書 村里美弁護士と老練な野村弁護士。 請求者側代理人は、まだお若い北

を展開してくださいました。若くし から戦後に至る教員の労働実態を調 くれた方でした。超勤裁判だけに限っ た超過勤務裁判まで、主任弁護士と て鬼籍に入られましたが、野村弁護 査し、給特法による時間管理の矛盾 ても最高裁に至るまでの八年、戦前 して常に明快に行く手を指し示して

あげたいこと、それだけです。傍聴 野さんの四年間の辛苦の記憶を、 今でも忘れることはできません。 日も早く勝利裁定によって解放して 私の願いは、でっち上げられた高 エールを送っています。

東支部 赤田 眞知子)

えん罪事件と伝わりました。 予断と不適切調査による 人より3

理ができるよう慎んで下さい」と注 傍聴席にいたので、開会前に「少な の一二月六日、教育委員会の職員が 意を受けてしまった(状況を考えず 労)の弁護士から「静かな環境で塞 ていたら、請求人(高野先生・横校 不当だ!他の人に席を譲れ!」と迫っ い傍聴席を職務で減らしに来るとは て頂き感謝しています。そんな状況 ない人も出る中、二回とも傍聴させ 大いに反省!!)。 に傍聴席で追及してしまったことを 傍聴席が一九席しかなく傍聴でき

情聴取は、高野先生が説明した熱中 見ていたとされた女生徒たちへの事 副校長の証言。「事件」の当事者や 一二月六日は、不当処分時の校長・

が明らかにされた。 予断をもった聞き取りであったこと く、始めからセクハラを前提とした 症への対応を考慮した聞き方ではな

集め「調査」が行われたことが明ら 事件の舞台となったソフトテニス部 理職や養護教諭の「事情聴取」は、 当時の三年学年主任の証言では、管 思い込みの「聞き取り」であり、訴 教委)側証人の養護教諭と請求人側 かにされた。 の部員同士の人間関係のあつれきが のための証拠書類作りをしていた。 務所の職員が学校に張りつき、処分 た。また、早い時期から北部教育事 な対応がなかったことが明らかになっ えた女生徒たちの真意を探る教育的 全く考慮せずセクハラを前提にした 教諭の事情聴取が熱中症への対応を 日も請求人側弁護士の追及で、養護 証人の三年学年主任(当時)。この 全く考慮されず、処分のための証拠 一二月一三日は、処分者(横浜市

れる審理であった。 て作り上げたえん罪事件だと感じ取 部職員・教育事務所が 素直に傍聴していれば、 一体となっ 管理職と

先するような連中に、勝手気ままな らない!!自らの出世と責任逃れを優 職や教育委員会の仕事でなければな けるような職場環境を作るのが管理 ている学校労働者が、生き生きと働 処分」をされてたまるか!! 生身の生徒たちと真面目につき合っ

者の未来がまだあると感じた。 た横校労がある横浜には、学校労働 四年間かけてこの闘いを進めてき

(千葉学校合同労組 吉田

が出席して下さり、 深める機会となった。 合の在り方について考え、交流を を振り返ると共に、これからの組 せ六○人ほどが集まった。四○年 地から横校労とつながりのある方々 年記念の集いが行われた。全国各 のワークピア横浜にて結成四○周 年明け一月六日、 組合員を合わ 山下公園近く

赤田委員長挨拶

横校労

結成四〇年 横校労はどう変容したか

し、どんな運動として表現するの んだのか、今ならどんな言葉で表 ては脅威。結成の意義はここにあっ ることは公共を標榜する側にとっ を勝ち取る一歩だった。自由であ 浜教組から分裂したことは、自由 抑圧と闘うため、横校労が日教組 でスタートした横校労。年表と共 に、歴史が語られた。(以下、抜粋) 『多数派の利益』=公共性による 一九七七年に二〇数名の組合員 現役組合員はなぜ横校労を選

ことが求められる。

てやっぱり変だよねと対象化する

うことはない。声を挙げていくこ いうのは、一人ひとりの組合員そ 現場の人間から見える横校労と 少数だから闘えないとい

九〇年代の中学生の『荒れ』 に

> とにはならない。教員の働き方っ 活動の『意義』を問う姿勢がなけ 権利を侵犯する形で行われる教育 当たり前に働きたいという人間の われる教育の『意義』とは何か。 れているのに、それを無視して行 勤務時間は七時間四五分と定めら 迫するという意味で同じ。教員の うなものが他の教員の働き方を圧 すると、多くの教員がもっている うのが本音。九○年と現在を比較 好きでやりがいを感じているとい ているが、現場では評判がよくな 員の部活動の負担増大に対して外 いうやり方がとられた。現在、教 対して、もっと教員が生徒に関わ い。半数以上の教員は、部活動が 『教育の意義』=『やりがい』のよ とことん付き合い克服すると 「働き方の問題を問う」こ 外注などの改革案が出

ルの問題と国家レベルの政策をリ したこと、文科省への の意義は、闘いのノウハウを交換 立組合が「全学労組」に結集。そ 山梨、千葉、春日井など二○の独 ンクして捉え、 東京、大阪、埼玉、兵庫、 共同作成を通して、地教委レベ 批判したことが挙 「申し入れ

この一七年ほど横校労の闘いは、

題など多岐にわたったが、何より 校長による数々のパワハラ事件 新採用教員に対する退職強要事件 大きかったのは、○○年代からの 二学期制や教科書問題、車通勤問 セクハラ冤罪事件、 霧が丘中の不





組合員と来賓が親し

科書を作らねばならないのに、 の内容。子どもの心の糧になる教

『自粛』して作られた結果である。

横校労結成40周年記念の集い・交流会

く語らう

教科書が、どれも似たり寄ったり とは権力よりも怖いもの。道徳の 状況。『自粛』した社会だ。『自粛』

そのために、『今』を冷静に分析 につながる存在であることを念頭 自分自身が四○年の横校労の歴史 する力が必要。現役組合員には、 ての課題をどう構想するかが重要。 横校労四〇周年に思うこと」 四一年目を歩みだしてほしい。

監視された私が産まれた時と同じ の世の中は、治安維持法で誰もが 北村小夜さんより (障害児を普通学校へ・全国連絡会世話人) 九二五年生まれの九二歳。今

られていた。歴史にしてよいのか との思いがある。横校労の四○年 展示で熊本水俣病闘争が取り上げ 会運動の中の『一九六八年』」の 佐倉の歴史民俗博物館「戦後社

> に生き、共に闘わん」の初志を貫 あり、繁盛していくだろう。 続きの問題として取り組んでほし いてほしい。 い。「駆け込み寺」、何よりの力で は歴史になっていない。 積み重

前田浩志さんより (政治同人誌『置文』編集長)

駆け込み寺の効能かと思う。

自らの課題だけでなく、組合とし

元気が出る組合を目指してほしい。

仲間がいる、自由に話ができる、

実は多くの周囲の教員を守ること

人の横校労組合員を守ることが、 け込み寺としての役割である。 適切指導による処分事件などの駆

につながっていく、それが現在の

にしてほしい。 る情報宣伝活動をこれからも大切 ので、連携を大事に。 には、覚悟があった。現在の学校 う重圧があったが、結成メンバー には、様々な立場の労働者がいる 離、組合を割るのはよくないとい 結成に際して、日教組からの分 機関紙によ

福田恵一さんより (東京教育労働者組合)

立っている。 世の中や教育の分析的な視点が役 えていくことにも取り組んできた。 座」を主催し、今の問題を広く伝 向かい合ってきた。「もうひとつ 器に一人ひとりの問題に徹底的に 刊紙を発行。機関紙「横校労」の アイムでも「あいむ'8」という月 研」での問題提起や「NARU講 横校労は、少数であることを武 機関紙は読み応えあり。

第 部 交流会へ

囲んでの楽しいひとときとなった。 歓談や出席者、 集会の後は、 現役組合員の挨拶 交流会へ。円卓を

ず聞き入ってしまった。 育勅語の意味がよく分かり、 もとにしたラップであったが、教 の間にラッパーSoarによる 「教育勅語ラップ」披露!高橋源 郎氏の「教育勅語」現代語訳を

外の場をもつことの大切さを知っ じている。自分にできることをこ いることなど、横校労の恩恵を感 員の強さと優しさが励みとなって たこと、何より一人ひとりの組合 員が年々増え心強いこと、学校以 日であった。 からも考えていきたいと感じた 組合員歴五年目だが、現役組合

(東支部 中島

記念のつどい・交流会 横校労40周年 参加者からの感想

- 私にとっての横校労は…」

①結成当初から諸運動に前線で関 めてこのような場に参加してみて、 勉強になる機会になりました。 い私にとっては、大変新鮮でまた 問題に対して、今も変わらない わってこられた先輩方の話から もって活動をしてきたようでし 教職員として労働者として大事 ができました。時代毎の異なる 変わる教育現場を想像すること は、時代・社会背景と共に移り 横校労組合員歴が一年に満たな にしたい譲れない何か、を芯に 揺らぐことなく四○年経て

> 思えました。 きたのはある意味当然のように

②今回の会の中で、 の組合の存在意義を話される姿 気持ちも軽くなりました。 また同時にそれは「私にとって 考えたことはなかったので)。 していた組合ではそんなふうに が大変印象的でした(前に加入 校労は」と、それぞれにとって の」で良いんだ、と納得がいき、 でない関係者も「私にとって横 組合員もそう

③少規模であるがゆえの持ち味は、 組合で味わっていた、どこかで しているので、問題解決がスピー なと思いました。 がとても頼りになると私も実感 体制がとれるということ。これ ディであるということ。大きな 主体的に事案に取り組むことを うことを知りました。組合員が 組合結成当初からであったとい 意義な活動をしてこられたのか 模を保ちながらだからこそ、有 しています。四〇年間、この規 て当事者に寄り添うような支援 覚がなく、組合全体が一丸となっ 誰かが何かやっているという感

中支部 西村 七瀬)

ほっとする 子どもが走り回る集会は

たちの声が響いていた。結成間も 青空だった。会場に小さな子ども 市から横浜に来ると、久しぶりの 暗い雪雲に覆われた山形県酒田



現役組合員のあいさつ

子どもテーブルも楽しい交流

小さな子どもを持つ若いメンバー を駆けまわるようになった。子ど の集会に参加した時もそうだった。 がいるということでもある。 もが走り回る集会はほっとする。 やがてわが家の子どもたちも会場 ないころ、 誘われて初めて横校労

かしい方々にお会いできたことも 楠原彰さん、加藤彰彦さんなど懐 た北村小夜さん、前田浩志さん、 組合を通じてお付き合いがあっ

> 例に、強制されたわけでもないの ろうに。 縮でもある。そんなに縮こまって に忖度して自粛してしまう社会の 嬉しい。北村さんが教科書検定を いたら、自分が消滅してしまうだ 危うさについて話した。自粛は自

らない仕事、パワハラ……トラブ 事にスルーされてしまった。学校 年会に参加したのだが、横浜に行っ たとき、横校労の存在は大きい。 務」をなくして授業に集中できる は禁止だとも聞く。文科省が「雑 評価のために自宅に持ち帰ること 文やノートなどは個人情報だから、 厳しいということなのだろう。作 や教育の問題を知ってもらうのは た理由と学校の現状を話すと、見 ルを抱え込んで立ちすくんでしまっ ズタになってしまう。部活、終わ ける他あるまい。心も家庭もズタ いとなれば夜も休日も学校に居続 が電算化され、自宅で処理できな ようにするというが、成績データ ろん大歓迎だが、それだけ現場が 若い組合員が増えたことはもち しかし、翌日地元の合唱団の新

(酒田支部 浜田 謙一

横校労の底力を感じる

ました。愛教組・春教組という到 現実に突き当たることが多くなり、 自ずと「組合」に目が向いていき 目でした。職場の矛盾、 横校労結成の年、私は新卒三年 理不尽な

底組合と呼べる代物ではない組織

ました。

部で登壇した現職組合員の姿には 集いに参加させてもらいました。 中で〈横浜学校労働者組合〉の誕 闘わん』(鹿砦社)でした。その 教組からの分裂』という刺激的な 底的に批判する市内・県内の人た の在り様に嫌悪する中、 活動を感じさせるものでした。二 者のお話一つ一つが横校労の歴史・ の中で語った言葉が心に残りまし あること』等々赤田委員長が挨拶 なかったという感覚はなかった。、 後私たちも正に少数派で後に続き を覚えています。共感から一○年 自己規定に強い共感を抱いたこと 生を知り、分裂少数派組合という タイトルのついた『共に生き共に 書店で手に取ったのが〝死せる日 ちとの繋がりが出来つつあった頃、 や北村小夜さんはじめ多彩な出席 た。また、結成当初からの組合員 『教員である前に横校労組合員で *分裂することは自由を勝ち取る 歩であった』、一少数だから闘え 一月六日、 結成四○周年記念の 現状を根

労が楽しみになってきました。 彼女らがこれから作っていく横校 の底力を感じました。 た集いを持つことのできる横校労 新鮮な驚きを感じると共に、彼ら 四〇年を経て尚この様な充実し 層の前進

を期待しています。

(春日井学校労働者組合書記長)

金の使われ方の典型である。 抜群だが、庶民に恩恵のない税 ず。この周辺のインフラ整備は 通路は、ほとんど使用しないは 車で移動する議員は、この地下 スカレーターで会館内に。公用 警備員配置のゲートを通り、エ ロ国会議事堂前駅から議員会館 れた。快晴の永田町、東京メト 全学労組の文科省の交渉が行わ 院第一議員会館地下の会議室で への直通路が新設されていた。 一二月一日、一三時より衆議

横校労

横浜から三〇名弱。 庫、埼玉、埼玉、山梨、 学労組からは北九州、大阪、兵 課齊藤栄三氏、山田侑磨氏。全 友田知沙氏、初等中等教育企画 章氏、財務課給与予算·総括係 童生徒課生徒指導調査官北崎哲 応者は、初等中等教育局から児 今回の交渉、文科省からの対

いる。教員であれば、学年会の私たちの目の前で記録を取って 役人は業務として交渉に臨み、 が決定する」と発言。文科省の 頭、この件を質問。 求をしたが不開示に。交渉の冒 録を情報公開制度により開示請 後、全学労組関係者が交渉の記 保存が必要か否かは、 前回の交渉 (四月二一日) 齋藤氏は 私たち

僚の言う「私たちの決定」は、 行政文書として開示の対象。官 など、業務中に記録したものは 議事、授業で配布したプリント もっとマジメにやり

教員一人当たりの業務量は

と思うのは私だけであろうか。 どれほど対抗しうるか「危うい 不開示決定への不服申し立てに

員の口上と通じるものがある。 だけ。市教委交渉での労務課職 雁首並べる官僚は、国会中継と 加は四回目だが、いつもながら に行うこと」とのこと。交渉参 監督権者である地教委が、適切 ついては「勤務時間管理は服務 ては結論を得ていない」、二に いくが、給特法の見直しについ の議論をふまえながら検討して きく二点に絞られている。 同じ空疎な回答を延々と並べる 一については「現在、中教審で 二:泊をともなう学校行事にか 扱いを明らかにすること かる勤務について法的な取り 基法を全面的に適用すること。 交渉事項は論点整理により大 給特法を廃止し、教員に労

日に「学校における働き方改革 回の審議がなされ、一二月二六 ている機関である。これまで九 定、発表されている。 に関する緊急対策」が文科相決

と笑みを見せる。覚えていない…、 知沙総括係員は、具体的な数字 部会を傍聴していたという友田 員長が指摘する場面があった。 一・四人分」という主旨の発言 当たりが担っている業務量は、 文科省職員が「現在の教員一人 眠りするほどの気合いは感じら が、まさか中教審特別部会で居 交渉には全くやる気を見せない に驚いたのか鉄面皮が一変し、 があったことを、横校労赤田委 _数字は覚えていませんが・・・ 第八回部会で委員の質問に、



「超勤、深刻に受止めている」 と官僚。

中支部

こうとしたのだろう。 踏み込むと藪蛇、笑顔で煙に巻 中等教育局に直に電話である。 プされていない。となれば初等 は第五回の議事録までしかアッ ので調べてみた。文科省HPで 一・四という数値、気になった れない・・・この手の話、迂闊に 「議事録はいつアップされるの か? しかし、

『いま、調整中、各委員に回 前回の議事で、調査の集計上、 教員一人当たり一・四人分の て確認してもらっている』 発言はあったか?」 業務を担っているとの趣旨の

『まさに調整中。傍聴席は一五 『うーん、私も傍聴していたが… 五.〇?! なるほど。次の部会の開 している超勤分が月六時間程 話題があったと思うのが、そ 度、実態調査の数字では月三 た話はあった。給特法でカバー 教員調整額での議題でそうし 程と傍聴席の数は?」 のことではないか』 ○時間の超過が見られるとの (霧が丘不当処分公 催

『世間の関心は高く、 席の埋まり具合は?」 空席は少

だろうか。

開口頭審理の傍聴席は一九)、

間労働」について改善を検討し コミが取り上げる「教員の長時 とは、「学校における働き方改

官僚の言う「中教審での議論

朝 野 公 平

職員室がベネッセの出張所に?

民営化にはカネが入用で大義名 この二〇年来の潮流。とはいえ、 多数いる。公教育のスリム化は、 るのか。「教科指導を民営化に うち、どれをどうやって軽減す 指導、教科外指導、学校運営の ない。教員の業務、無粋である 四人分の業務を担っているとし ういうことか。仮に教員が一・ との絵空事を強弁してきた官僚 みで、給特法でカバーしている。 体も良い。 性的超勤の解決」とすれば世間 分がいるが、これを「教員の慢 か。教科指導は、相対的に体系 より軽減する」というのはどう が自己観察書の項目にある教科 務の質的量的軽減。財務省との が、超勤の実態を認めるとはど じない。あっても限定四項目 化されており、担い手も市場に 予算的関係上、後者を選ぶしか て、解消するには、定数増か業 「原則、

横浜では既にトライアル?が散 み込まれた。文科省の植民地、 期テスト日程にベネッセコー 見できる。「教員の働き方」改 料で実施されている。また、 プ)による補習が、希望者に有 レーション提供のGTECが組 からベルリッツ(ベネッセグルー 事実、私の勤務校では今年度 というのは考えすぎ 職員室がベネッセ 定 ポ

退職手当・タイムカー 教委交涉報告

どこまで減り続ける?

容認はできるものではない。 るとの伝達があった。具体的に り退職手当の変更を予定してい さらなる負担増になっている。 と今月中の決着を求めているが をする必要があるため、当組合 退職手当見直しについては、第 は矛盾した方向の一つである。 る働き方改革や景気の浮揚策と なる見込みである。政府が掲げ 八一ヶ月=約七五万円の減額と るが、目安として月収四○万円 て、横浜市は、今年三月一日よ のの実質減額が決まった。そし 経過措置期間の延長はあったも 養手当については、交渉の結果、 となった。基本給が元となる退 給与面では、基本給が大幅削減 録の締め切りの急な変更など、 不具合、煩雑さや、自己観察記 回市議会定例会で条例の変更 職員の場合、四〇万×一・八 昨年四月の政令市費化移行以 現場は庶務事務システムの 勤続年数や条件により異な 年金も減額となる。

退勤時間の打刻 ようやく動き出す!

タイムカードの出退勤管理に て、 度重なる交渉を通じて

クライフバランス、教員の勤務 努力をするとの返答だった。ワー 理解され、導入時期については

事で、 のこと。 打刻出来るシステムを改定中と 書を提出した結果、退勤時間も な回答だったので再度申し入れ 渉では、具体性に欠ける不十分 申し入れをしてきた。九月の交 の記録を利用するべきであると 務実態を把握し、改善に向けそ その使用を出退勤ともに用 教職員の長時間労働の勤

ら運用すべきとの要望の意図は えられない」とのこと。四月か 改修の時期については、まだ答 ると学校への周知も必要なので、 担になっていることには配慮す 説明した結果、「毎回システム ムカードが機能していない旨を 記録されないのであれば、タイ ない人は大勢いる。退勤時間に る。実際には、記録ができてい 各自が入力することとなってい 的に時間外勤務を記録できず はできるようになったが、自動 ンが複雑で、仕組みの変更とな ついては、「教員の就労パター る」と返答を得た。開始時期に に入力することが(教員の)負 かかる上に、勤務時間外として ついても同じ仕組みだと手間が 今は、出勤時間の打刻の確認

らこそ、横浜市は労務管理をしっ チャンスではないか。 かりやっているとアピールする 時間が問題になっている今だか

他に、一部の学校で、 決まるのかについて意見交換を こと。最初の昇級はどのように した。また、市教委の交渉担当 が何も実施されない実態がある 書運用のためのフローチャート 予定されていた交渉の内容 自己観察

司馬史観の危うさ、

らのコメントを受けて司馬史観 地区センターで開かれた。三〇 な質疑討論が展開された。 記念施策の問題点について活発 と政府による「明治百五十年」 労の溝口組合員と茂呂組合員か からの基調的報告を受け、横校 人近い参加者の下、矢下育子氏 テーマに、十一月二六日神奈川 施策を斬る!(その2)―」を 観』を問う―明治百五十年記念 回研究集会が「今こそが司馬史 「もうひとつ研」主催第十一

を支えたサラリーマン層や経営 歴史観と共通のものがあること 者に広く読まれていたことから の作品が高度成長期の日本社会 の表れであるとした。また司馬 であり、同時に現政権の危機感 民国家に成長したとする司馬の う記念施策が明治維新を経て国 よる「明治の精神に学び」とい る理由については、 矢下氏から今司馬をとりあげ 安倍政権に

> ち向かい、現政権の明治称揚に 理由を求めようとした。江戸期 馬の作品は小説だから史実と違 があるとした。 対抗批判する論理と行動の必要 われは明治維新の「常識」に立 可能性を見ることがない。われ してや歴史における主体の選択 化や政治に見ようとしない。ま めるものの市民社会の成熟を文 について司馬は多様性を一応認 統帥権行使のみに否定的時代の 争として正当化し、その後の四 清戦争・日露戦争は祖国防衛戦 てよいのではない。例えば、日 くる影響力を無視できない。 ○年を異胎の時代として軍部

朝鮮半島への関心の高さについ く表現についてコメントした。 血統主義の問題や現状肯定に導 もに、司馬のもつエリート主義、 て読後感を中心に解説するとと からは司馬の紀行文の面白さや

> から、「 りある交渉にしていきたい。 労使関係の緊張感はあるが、 られる機会」との指摘があった。 現場の貴重な情報を得

(東支部 河野 靖司)

※最新の情報では三月から退勤時の タイムカード使用が始まるとのこと。

での司馬と安倍の違いがあるに

矢下報告を受け、溝口組合員 茂呂組合員からは、 戦後評価

> 批判し運動を目指したいとした。 のであり、「近代という時代その ものの止揚」を目指す観点から 出せるポケットの機能を持つも 施策遂行の歴史的裏付けを引き 司馬史観は時々の為政者による も拘らず司馬作品が多くの読者 を引き付けている点を分析した。 質疑討論では、 メージを明治国家に冷遇され 大阪人である司馬は異胎のイ

- 英雄譚のうさん臭さを感じる。 視線を下げることで上下の権 た東人に見ていたのではないか。 力も見えてくる。
- 史実としての司馬作品の誤り や日本海海戦などにも出てい は日露戦争に関する国際情勢
- ・原田伊織の明治維新否定論な どが出てくるようになったこ との意味。
- 明治百五十年には「」をつけ 五十年と何故言えないか。 てみる必要あり。 様々な意見が出された。 明治維新百

朝倉 賢司

職場から

出すことが出来ない。 事用資料等、 可になり、 忘れたら定時退勤したことにな ないこと」「時間外勤務を入れ タイムカードを押す度に、「休 昨年からは特にそうである。朝、 ても自分が作成した資料を持ち かなくなった。もちろん転勤し 学校に残って資料を作成するし た資料は学校では使えないため、 用が禁止され、学校外で作成し なくなった。とどめにUSB使 り作成してきた授業用・学校行 ソコンも一太郎ソフトが使用不 コンで管理されている。そのパ をオンにする。勤務は全てパソ に席に着きパソコンのスイッチ ないと毎日思う。むなしさを胸 外の何物でもなく、悪質極まり 組織的な労基法違反隠蔽工作以 い気持ちで一日がスタートする。 ること」が頭に浮かび、苦々し 憩時間が取れなくても申告でき ここ数年働き方が大きく変わ 勤労意欲がそがれている。 いままで長年にわた 様々な資料が使え

保すべきであろう。その時間が 確保されなければ、 勤務時間内に事務処理時間を確 それが出来なくなるのならば、 ことで、どうにかこなしてきた。 これまで教員は授業や行事の 仕事を持ち帰って行う 時間外労働

> てている。 にログアウトした画面に腹を立 代物である。生徒に呼ばれる度 しまい、一からやり直しになる 事務システムはログアウトして 数分作業を中断しただけで庶務 るより明らかである。 が大幅に増加することは火を見 ましてや、

平日・土日ともに、勤務時間が 来の仕事である生徒との活動時 きではないか。そして、教員本 うにすること)を早急に行うべ 改革に係る緊急提言を行った。 こと」等、学校における働き方 会に求められている責務である や服務監督権者である教育委員 時間管理は、労働法制上、校長 務時間を把握すること」「勤務 理職も含めた全ての教職員の勤 そして、「適切な手段により管 ていることが明らかになった。 する週二○時間以上の残業をし 割近くが「過労死ライン」に達 増加しており、中学校教員の六 (勤務時間内に仕事が終わるよ (平成28年度)により、 教員の勤務内容を正しく把握 文科省の教員勤務実態調 (平成18年度)と比較して、 勤務時間を管理すること 前回

た時のことです。

中支部 深澤 由美子)

んですよね…

三〇代教員)

がっていくのである。

それが、教員の勤労意欲につな 間を少しでも確保してほしい。

ぎのことです。

В

授業の質を高めるための時

私

Α

てるねー」

者です。特に毎号楽しみにし とっては、横校労は私の代弁 うと行動することがない私に ばかりで、どうにか改善しよ ても、それを甘んじて受ける 疑問や不満に思うことはあっ ているのは、 働く我々の職場環境のこと。 横校労は私の代弁者 日頃感じておら

読者

隔月刊「横校労」を読んでの感想等がござ ましたら編集部まで是非お寄せください。

の声

れることを率直に、そして我々

これからも期待しております。

(横浜市立特別支援学校

勤務条件のことについてもっと知りたい…

三〇代教員

でいる若手職員もおります。 私ばかりでなく、熱心に読ん とにうなずくことばかり…。 さる『学校の風景』。読むご と同じ目線で書き表してくだ

庶民にも手に届きやすいニ ーユース

で時間外勤務を打ち込んでい ある日、庶務事務システム 夏休み中のある日一四時過 一あれ?いつピッ(出勤 「今から帰りたいんだけど 「お、ホントだ!よく知っ 「あ、それはこの画面見る 「実は、これ(月刊『横校労』) とわかりますよ。_ 午後の年休とるしかない に書いてありまして!」 刻)したのか忘れちゃっ ます。 私 私 ニュースを、 ます。それに答えてくださる たい小さなことにあふれてい В に知らない、でも知っておき 庶民にも手に届きやすい」 学校勤務の日常では、意外 「いや、僕もこれ(月刊『横 「へー、よく知ってますね!」 「三時間半未満は報告書な ます。」 (横浜市立中学校 校労』)で知りまして!」 ムのここにも書いてあり ますよ。庶務事務システ しの自己啓発研修がとれ 今後も期待して

私

たよ…」

校労

どうしたらいい

に入りませんか 職場でうまくいかないことがある 管理職のやり方で困っている…

横校労に相談してみてください。 電話やファックス、 Eメールでも構いません。 -ムページもあります。「横校労ホームページ」 で検索 組合費は月 6000 円です。

住宅追い出し

この国は

地

上げ屋」になったのか

村

田

弘

せめて今の生活を続けたいだけなの 避難指示区域外からの避難者に対

標的にされた山形の八世帯

原告は独立行政法人「高齢・障害・

にとどまった。

う安倍政権の棄民政策が牙をむく。 ダで置いてやったが、そうはいかな 間もなく一年。行く当てもなくとど ちはどう受け止めていくのか。 しい」という母親。この声を、 です。この事実を皆さんに伝えてほ 発被害を終わったことにしようとい 独立行政法人や福島県を使って、原 出て行け」―まるで地上げ屋である。 くなった。カネ払え。払わないなら の動きが迫っている。「これまではタ まっている避難家族に強制追い出し する住宅無償提供が打ち切られて、

部に一通の訴状が提出された。 昨年九月二二日、山形地裁米沢支

ら八世帯。請求内容は①住宅を明け 償提供が一六年三月で終了すること 日の通達で区域外避難者に対する無 宅を提供してきたが、一六年八月八 からの通達に従い一一年四月以降住 根拠は、所管官庁である厚生労働省 入居していた。訴状によると請求の が借り上げた雇用促進住宅に無償で にも災害救助法が適用され、福島県 指示区域外からの避難者。原発事故 る金員を支払え、というものである。 ○円から三万七三○○円の割合によ 済みまで、一カ月当たり三万四九〇 渡せ②一七年四月一日から明け渡し 市の雇用促進住宅に住む武田徹さん 求職者雇用支援機構」。被告は米沢 武田さんたちは福島市など、避難

いうもの

を放置するわけにはいかない、と主 ている。買主との関係でも不法占拠 以降の所有者は外資系信託会社になっ 宅を民間会社に売却、一六年一一月 ○○七年六月閣議決定)に従い、住 政府の「規制改革三カ年計画」(二 は認められない」と主張。さらに、 公正の観点からも被告らの継続入居 と有償賃貸契約を結んでおり、公平・ 機構は、「五百を超える避難者ら

ボロを出したずさんな提

ちだったのか、早速ボロが出た。 わけにはいかない」という軽い気持 とが終わったし、これ以上付き合う 機構としては、「頼まれていたこ 一一月二一日に開かれた第一回口

提出された文書では、原告に信託会 は(売却先の)信託会社になる」と渡施行日の一一月一日以降の所有権 社、家賃の支払いは機構が請求する 社が加わり、明け渡し請求は信託会 という根本的な矛盾を露呈。その後 所有権に基づいて明け渡しを求める 明記してあり、所有権のない機構が よう指示される有様。訴状には「譲 と答えたが、根拠を文書で提出する 基づくものなのか」と問われた代理 終了に基づく請求なのか、所有権に 頭弁論で、裁判長から「賃貸契約の 人は、戸惑ったあげく「所有権です_ いう弥縫策がとられた。

月一二日に開かれた第二回口頭弁論 の本質を突く答弁書を提出。今年 者追い出し策の一環である」と訴訟 被告とされた武田さんたちの弁護 は、「本訴訟は、政府による避難

になったため、有償の賃貸契約を結



(1月12日、 山形地裁前)

との、内堀雅雄知事と機構理事長の 災者に提供していることを確認する 構から雇用促進住宅を借り上げて被 のか」と鋭く追及した。機構側は、 付)がある。貸主は福島県ではない 公印を押した文書(一二年四月一日 の井戸謙一弁護士が、「福島県が機 では、滋賀県から駆け付けた代理人 「追って書面で返答する」と答える

も解除されていない。子どもの健康 従って、住宅提供を続けてほしい」 と福島県は子ども・被災者支援法に 経済的にも追い詰められている。国 を心配して帰れないお母さん方は、 内の土壌汚染は深刻。緊急事態宣言 して武田さんが意見陳述。「福島県 この日の法廷では、八世帯を代表

福島県も追い出しにかかる

四月以降の家賃を支払うことを求め し①使用貸借契約を結ぶこと②昨年 公務員住宅に入っている五世帯に対 りかかっている。東京・東雲の国家 福島県も避難者強制追い出しに取

案を昨年一二月の県議会に提出、 成多数で可決された。 て裁判所に調停を申し立てるとの

える」というのである。 たない。福島県に残っている夫には、 こんな家賃を払っては生活が成り立 ルパートで働いてもギリギリの生活。 者が損害を負担する」という条項が や駐車場代を入れると、八万円前後 件を守るか。守らないなら裁判に訴 これを受けて国から借りたので、条 件で継続入居の希望を出した。県は の家賃を支払うよう求めている。 それまで無償で提供されていた国家 によって被害が生じた場合は、入居 になるという。契約書には「天災等 て県との賃貸契約を結び、規定通り に借り受けたとして、避難者に対し 公務員住宅を国(財務省)から新た 人っていることも明らかになっている。 「調停の対象とした世帯は、この条 対象とされた母子避難者は、「ダブ 規定の家賃は月約六万円。共益費 福島県は、昨年三月の打ち切り後、

ない」「職員に暴言を吐いた」などの 住宅の入居者に対し、「居住の実体が 帰って来いと言われる」と訴えている。 (由で追い出し訴訟を準備している。 福島県は、このほかにも県内仮設

なりふり構わず切り捨てる

避難者の声を聞くことも、実態を調宅無償提供を継続すると発表した。 な区域と時差による分断である。 べることもせず、またしても一方的 災害救助法の適用を一年延長し、住 でに避難指示を解除した浪江町など 一〇市町村からの避難者に対しては、 方、政府と福島県は昨年四月ま

> の見直し」も含まれている。 ドイツなど四カ国による「帰還政策 て回答を求めている。その中には、 対し二一八項目にのぼる勧告を出し 権理事会は昨年一一月、日本政府に 日本の人権状況を審査した国連・

賛

えを露骨にする。 従わない者は容赦なく切り捨てる構 をふさぎ、福島県もこれに追随し、 う安倍政権は、国内外の批判にも耳 ら復興した」と世界に宣言するとい 「日本は一○年足らずで原発事故か リンピックの前に避難者を片づけ、 橋、福島両地裁の判決もどこ吹く風。 いれば原発事故は防げた」とする前 一〇二〇年東京オリンピック・パラ 「国が適正に規制権限を行使して

も立ち会っていた。 印を迫った一件だ。この席には知事 な要求はしない」という契約書に捺 水に起因することが決定しても新た い詰められた漁民に対し、一時金三 押し詰まった三〇日、病と貧困に追 明らかになった一九五九年。暮れも 工場から出た有機水銀であることが ○万円と引き替えに「将来、工場排 水俣病の「見舞金契約」を思い出す。 水俣病の原因物質が、チッソ水俣 私は、駆け出しのころに取材した

返されようとしているのではないか。 半世紀も前の悪夢が、今また繰り

村田 弘(むらた・ひろむ)

略歴 朝日新聞社を定年退職後 故郷の南相馬市小高区で農 耕生活中、福島第1原発爆 発により横浜市に避難。国と 東京電力の責任を明らかにし、 生活とふるさとを奪われた損 害の回復を求める「福島原発 かながわ訴訟原告団」団長 として横浜地裁で闘っている。 1942年生まれ。

シリアから 大学日本センターのあゆみ

嬉しい出来事

レッポ大学の日本語学習者に関する 室で笑う大学生たちの写真。何とア ポ」の文字。そして見覚えのある教 でいたら目に飛び込んできた「アレッ 昨年一一月のある朝、 新聞を読ん

アレッポ大学

横校労

はいつも手探りでうまくいかないこ と励ましてくれました。また、私の も「先生の授業はとても楽しいです ともありましたが、学生たちはいつ 員は温かく迎えてくれました。授業 がほとんどなかった私を、学生や職 いえる場所です。日本語教師の経験 教壇に立った、まさに私の原点とも でした。本格的に日本語教師として 派遣されたのが、このアレッポ大学 青年海外協力隊の日本語教師として 一○○四年一二月、私がJICA



-回開催日

ほどでした。 うでホームシックにかかる暇もない もしばしば、まるで本当の家族のよ いてもらいご飯をごちそうになるの なことを教えてくれました。家に招 物の仕方、おいしいレストラン、色々 のシリア方言、バスの乗り方、買い シリア生活の先生としてアラビア語

内戦前後のアレッポ

ましたが、未だ生活の苦しい状況は てしまいます。一年前の二○一六年 権と激戦が続いた「最激戦地」となっ は反体制派の拠点となり、アサド政 にしていました。しかし内戦勃発後 物は見事でアレッポの地元民も誇り ポ城や旧市街、大モスクなどの建造 ませんでした。観光地や商業地とし 特にデモやテロのようなことはあり 治安警察はあちこちにいましたが、 十二月にアサド政権軍が完全制圧し で世界遺産に出会います。特にアレッ てとても栄えており、町のあちこち 一見穏やかで安定していました。 春」の予兆すらなく、人々の生活 滞在していた当時はまだ「アラブ

アレッポ大学日本センター

間でシリア難民らを留学生として

日本政府は二〇一七年からの五年

日本政府の対応

ことを強く感じました。

彼らの心のよりどころとなっている

音をすぐ近くに聞きながら日本語の ます。二年前にはシリア人教授から に遭い、学生の犠牲者も多数出てい 一○○人の学生たちが爆弾の落ちる 内戦でアレッポ大学も爆撃の被害

> 学院生となり、国内に残る学生たち す難民もしくは専門研究に携わる大

ただ、対象は主にシリア国外で暮ら

五○人受け入れると発表しました。

センターは一九九五年から少しずつ には極めて難しいと言えます。日本



で家族だんらんのひと時 右端が筆者

20 日 (水) 2018年 1月

語の学習を続けている学生たちの存 こと。苦しい状況の中、今でも日本 で独習したりするしかない状況との の先輩に教わったりインターネット ポ大学では九○人が日本語を学んで 学習を続けているという話を聞いて 在がとても嬉しく、日本語の学習が 本人教師の派遣はなく、日本センター に日本人教師が国外退避して以降日 いるそうです。しかし、二〇一一年 いました。記事によると現在アレッ 6日(生) 横校労結成四〇周年記念の 霧が丘中不当処分人事委員 霧が丘中不当処分人事委員 東支部会 執行委員会 つどい・交流会 執行委員会 会公開口頭審理第四回 会公開口頭審理第1

その後もシリア人日本語教師の養成 の短期留学や大学院の開設が実現 学習者を増やし、一〇年間で日 の大きな力となると信じています。 されることを願ってやみません。彼 が行われるなどシリアにおける日本 らの努力と熱意がシリア復興のため く、より多くの人に学びの場が提供 語教育の拠点となっています。この 一三年間のあゆみが途切れることな

参照記事:二〇一七年一一月二〇日朝 ら日本へ 留学の扉広げて」 日新聞朝刊二九ページ「シリアか

夏 炉 8 扇

編

集 後

枝川

あゆ

2017年 12 月

6日 / 霧が丘中不当処分人事委員 1 (土) 全学労組文科省交渉 執行委員会 会公開口頭審理第 _ _

> 助産師さんの訪問を受けながら新しい 出産翌日には、母子ともに自宅に戻り、

家族との生活が始まる。

男の子が誕生。出産予定日から実に十

歳の瀬一二月二八日に第三子となる

一日遅れ、気をもむ日々を過ごした。

13 日 (水) 8日金 霧が丘中不当処分人事委員 人事委員会証人尋問準備 会公開口頭審理第1

執行委員会 東支部会

らもお世話をする気満々。 抱っこをし

・腹の中に声をよくかけ、 生まれてか

一番目の長女六歳は出産前から妻の

たりミルクをあげたり、お姉ちゃんとし

く抱っこをせがんで来たり、こっそりお れる立場、では二番目は…。子供を三 しゃぶりやミルクをくわえてみたりする。 のも無理はない。私が三番目を抱っこ かわいがりたい気持ちはある。ただ、自 が好きだし赤ちゃんも好きなので、弟を しているのがとにかく嫌なようで、同じ 分に向けられていた時間は半減、甘える ら赤ちゃん返り満々。 姉のマネをするの 立場、三番目の末っ子としてかわいがら て褒められることに嬉しさも感じている。 二番目の次女二歳はこれも出産前か 一番目のお姉ちゃんとして褒められる

*「働き方いろは」は紙面の都合上お休 みします。

ばらくはこの子のケアが最も必要のよう

人もって分かる二番目の苦悩葛藤。 し

た。そして、今夜もミルク、げっぷ、お

むつの世話で眠れない夜が待っている。

との文言がありますが、適切な配慮の 職の言葉で一適切な配慮の一斉付与 せん。休憩時間の三原則の一つである 《註》前号の『読者の声』の中に管理 にのではないかと思われます。 斉付与という原則はどこにもありま 斉付与が、俗説として校長間に広まっ